

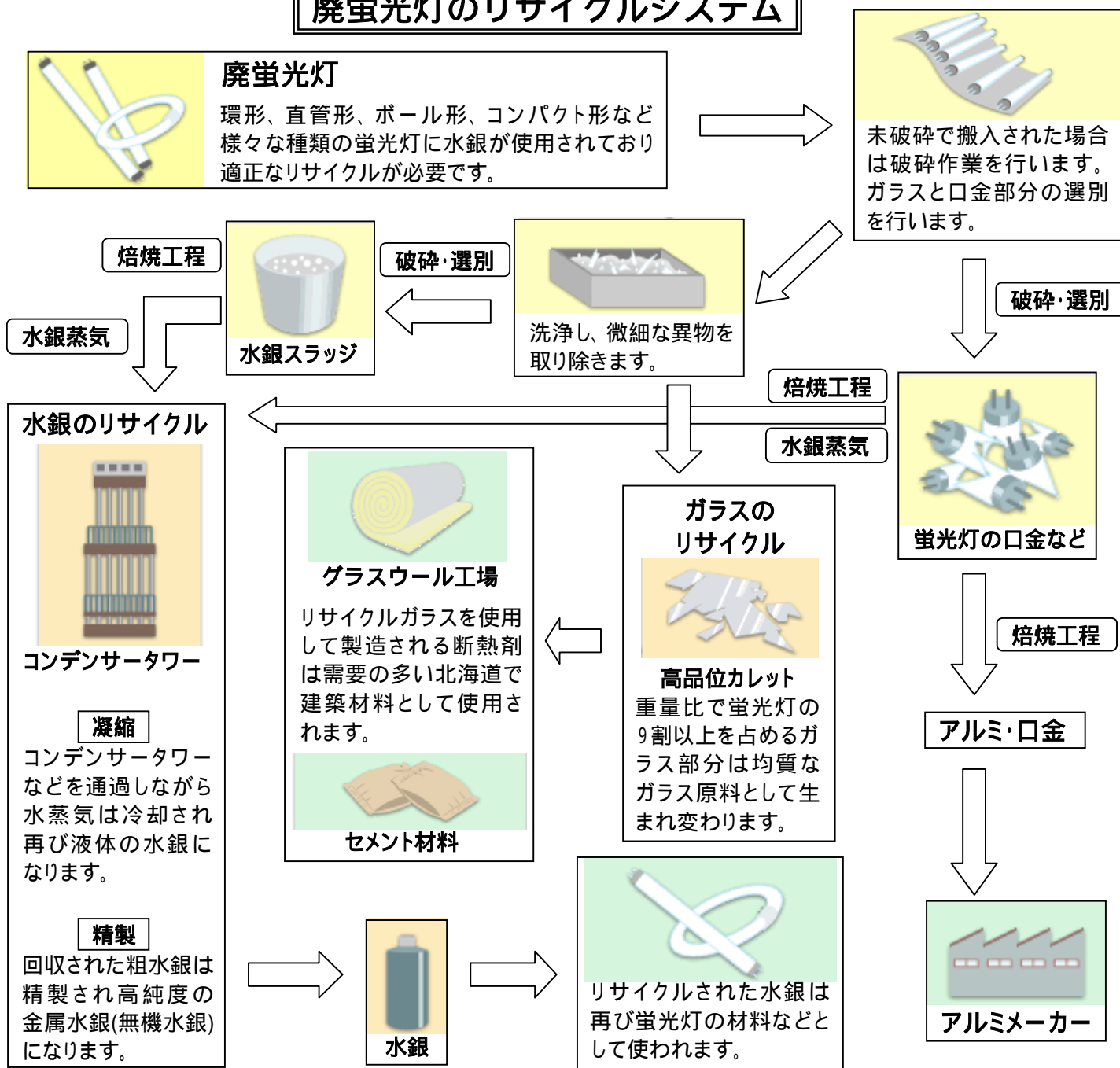
地域のつながり！ 減量のたのしさ！！

= きしわだ = 推進員だより

「推進員だより」は岸和田市廃棄物減量等推進員の活動や市の施策を紹介します。

平成 21 年度 リサイクル関連施設視察研修会は、廃蛍光灯(管)のリサイクル施設を見学します。2ヶ月に1度、町会、自治会、廃棄物減量等推進員の皆様のご協力を得て回収しております。廃蛍光灯(管)は市が回収し、岸和田市貝塚市クリーンセンターでストックしたのち、野村興産(株)関西営業所に運ばれ、分離作業を行い、資源ガラス・アルミ・水銀等に再利用されています。岸和田市では、割れてしまった廃蛍光灯(管)については、埋立ごみとして処理をしています。廃蛍光灯(管)は割らずに出してください。平成 20 年度、廃蛍光灯(管)の排出量は約 16t でした。

廃蛍光灯のリサイクルシステム



平成 22 年 4 月 1 日から
普通(可燃)ごみの出し方が有料指定袋制に変わります。
4 月 1 日以降、無料処理券、有料処理券は使えません。

美化活動・ボランティア活動

町会または各種団体等で行われる大規模な清掃活動(美化運動)や、となり組(班)等を行う小規模な清掃活動(ボランティア活動)に対して支援を行います。公共施設において自主的な清掃、その他の美化活動が対象となります。私有地から出るごみ等は対象ではありません。活動を実施する場合は、1週間前までに「美化活動支援申込書」を生活環境課地域美化担当に提出してください。

お問い合わせ 生活環境課 地域美化担当 423-9444 まで

子育て支援

平成 20 年 4 月 2 日から平成 21 年 4 月 1 日に生まれた 1 歳以上 2 歳未満の幼児を養育し紙おむつを普通ごみとして排出する保護者の方へ普通ごみ指定 20 袋 60 枚(1 年分 1 回限り)を、平成 21 年 4 月 2 日以降に生まれた 1 歳未満の乳児を養育し紙おむつを普通ごみとして排出する保護者の方へ普通ごみ指定 20 袋 120 枚(2 年分 1 人 1 回限り)を支援します。平成 22 年 3 月 31 日までに岸和田市に出生届を済ませた保護者には、4 月以降に生活環境課からお知らせします。平成 22 年 4 月 1 日以降に出生届などの手続きを行う保護者は、その時に申請してください。後日、普通ごみ指定袋を市より各家庭に配送します。

障害者(児)支援

日常生活用具給付制度による紙おむつの給付を受けている人、または次の要件をすべて満たし、市から紙おむつの給付を受けている人
岸和田市の住民基本台帳に記載(住民票がある)または外国人登録原票に登録されている在宅の 18 歳以上 65 歳未満の寝たきり重度障害者(身体障害者手帳 1 級・2 級または療育手帳 A)で常時おむつを使用している
世帯の生計中心者が市民税非課税又は均等割のみである
障害福祉課で紙おむつの給付申請のときに一緒に申請してください。
紙おむつを受給中の人には申請書を送付します。
後日、普通ごみ指定袋 45 袋 60 枚(1 年間)を、市より各家庭に配送します。

高齢者支援

次の要件をすべて満たし、市から紙おむつの給付を受けている人(入院中、または介護保険施設に入所中の人は対象外です)
岸和田市の住民基本台帳に記載(住民票がある)または外国人登録原票に登録されている介護保険制度の要介護認定で要介護 3 ~ 5 の認定を受け、常に紙おむつを使用している世帯の生計中心者が市民税非課税又は均等割のみである
紙おむつの給付申請時に申請してください(既に紙おむつを受給中の人には高齢介護課からお知らせします)
後日、普通ごみ指定袋 45 を 60 枚(1 年間)を、市より各家庭に配送します。

試供袋(サンプル)の配布

平成 22 年 1 月 1 日現在、市内に居住し、岸和田市の住民基本台帳に記載（住民票がある）または外国人登録原票に登録のある方の世帯主に対して、普通ごみ指定袋の 45 を 5 枚、20 を 10 枚、10 を 5 枚の計 20 枚を試供袋として配布します。

一般家庭ごみ処理券(シール)と普通ごみ指定袋との交換

一般家庭ごみ処理券(シール)が残っている世帯に対し、町会・自治会の協力を得て、未使用の一般家庭ごみ処理券(シール)を 5 枚(1シート)と普通ごみ指定 20 袋 1 枚と交換します。

ただし 3 月末までは、一般家庭ごみ処理券をはって普通ごみを出していただきますので必要となる枚数はお手元に残しておいてください。

また町会・自治会等で交換出来なかった方には市の施設で交換いたします。

公共施設での試供袋の配布・指定袋との交換場所、指定袋制についての詳しいお問い合わせは、生活環境課 管理担当 TEL 423-9439 まで

リサイクル品の無償譲渡会を行いました

平成 22 年 2 月 24 日(水)・25 日(木)に、環境事務所内で、市民の皆様から提供していただいた、小型家具やベビー用品、小物など 150 点を展示し、無償譲渡会を行い、487 名の方々に来場いただきました。

また 26 日(金)には岸和田市消費生活研究会の方々のご協力で公開抽選を行い、104 点のリサイクル品を市民の方々に譲渡いたしました。



わたしたちが使っているものは、すべて地球の大切な資源から作られています。資源を集め、ものを作り、運び、わたしたちの手元へとやってくるまでにたくさんのエネルギーが使われています。そして最後にごみになると、それを処理するためにもエネルギーが必要です。

大量生産、大量消費、大量廃棄の流れは、豊かな生活ではなく、エネルギーのむだづかいです。ごみを減らすということは、不要なものの流れをなくし、エネルギーのむだづかいをやめるということにもつながります。

ごみ減らしの
ポイントは

3 R

ごみを減らすために大切なことが、三つの R につまっています。この三つを実行することが、ごみ減らしや資源の有効活用に役立ちます。

リデュース
Reduce
(減らす)

ごみを減らすこと。
そのためにごみとなるものを持ち込まないことです。

リユース
Reuse
(再使用)

繰り返し使用すること。
使えるものは最後まで使うことです。

リサイクル
Recycle
(再生利用)

残った資源を捨てずに材料に戻し、再び新しい製品にして使うことです。

岸和田市では「ごみの分け方・出し方(平成22年度版)」を作成し、配布します。
地域での正しいごみの分け方・出し方について、廃棄物減量等推進員の皆さんにはそのリーダーになっていただきたいと考えています。

ごみ処理容器の無償貸与

岸和田市では、生ごみ減量促進を目的としたコンポスト(平成 3 年開始)、EMバケツ(平成 6 年モニター開始)の無料貸し出しを実施しています。

コンポスト・EMバケツの貸し出し状況は、平成 20 年度累計で、コンポスト 2,293 個、EMバケツ 3,098 個です。また季節や世帯人数等の使用条件にもよりますが、コンポスト・EMバケツ共に一週間で約 3 kg の生ごみ減量効果があると見込んでいます。

家庭から出るごみの中でも大きな割合を占める生ごみも工夫次第で良質な堆肥になり、家庭菜園や花づくりに活用して楽しむことができます。「コンポスト」と「EMバケツ」の二種類の生ごみ堆肥化容器で生ごみから堆肥作りにチャレンジしてみませんか。

コンポスト

大きなポリバケツを逆さまにしたような容器を日当たりの良い土の中に約 10cm 埋めて使います。土の中の微生物の働きで発酵分解し堆肥として利用します。

容器に入れた生ごみと土を混ぜて定期的に空気を入れる作業が必要です。

家庭菜園やガーデニング、枯葉、枯草が多く出る人に向いています。



EMバケツ

EM(有用微生物群)を米ぬかで培養した「EMぼかし」と生ごみを、密閉容器の中で発酵させる堆肥づくりです。

2 個の EMバケツを交互に使用していただきます。
堆肥は容器に投入した生ごみとほぼ同量(かさは減らない)なので、堆肥の利用先が必要です。

詳しいお問い合わせは生活環境課 減量推進担当 TEL 423-9465 まで

『推進員だより』に推進員さんの声を!!

推進員の皆様が感じていることや、「アイデア」「地域の取り組み」「知ってもらいたいこと」などがありましたら、ぜひご意見をお寄せください。

推進員の方々の声を記事にしたいと思っております。

また直接、お話を聞かせていただくこともございますが、よろしくお願いたします。

連絡先 岸和田市役所 環境部 生活環境課 減量推進担当
電話 423-9465 FAX 436-0418
岸和田市ホームページ <http://www.city.kishiwada.osaka.jp/>